平成２９年（フ）第１１４号
栃木県佐野市関川町625番地２　スウィートヒルＢ103、前住所埼玉県鴻巣市大芦4565番地４　プランタン西木101
債務者　笠井　義子
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午前11時40分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第１００２号
東京都八王子市楢原町877番地５メゾン・ジョイ103号
債務者　有竹　　篤
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４９３号
東京都八王子市松木19番地20井草ハイツ202号
債務者　永井　真人
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２５４号
愛知県新城市杉山字端城45番地１
債務者　山崎　峰雄
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月26日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第５６８号
岡山市南区妹尾812番地31
債務者　中野　康子
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５７０号
岡山市東区目黒町150番地38　フォブールはまなすⅢ202号
債務者　藤原　雅子
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２１号
横浜市港南区上大岡東１丁目39番39号　ライフピュア横濱上大岡103号
債務者　尾張留瑞子
成年後見人　尾張　勝之
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２６号
長崎県佐世保市小佐世保町２番11号　サンロード川崎403、前住所長崎県佐世保市京坪町２番12号　ＨＯＰＥレオパレス104
債務者　植木　義徳
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第１３４号
長崎県佐世保市江迎町田ノ元15番地２、住民票上の住所長崎県佐世保市吉井町立石231番地１　84号棟504号室
債務者　佐藤恵美理
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第１４９号
長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷217番地１　グレースカーサＢ203、前住所長崎県佐世保市白岳町153番地５　第２フクヤビル202号
債務者　山口　祐知
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第１号
長崎県佐世保市松川町２番18号　メゾンドゲン201、前住所長崎県佐世保市須田尾町335番地（西原方）
債務者　尼崎絵里子
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第２７６９号
横浜市神奈川区入江１丁目28番９―502号
債務者　村井　康二
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１０号
沖縄県うるま市字兼箇段1177番地１　長田原マンション201
債務者　久田　美枝
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１４１８号
東京都清瀬市中里４丁目701番地86
債務者　下村由記江（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月18日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１９７号
東京都豊島区上池袋３丁目29―11―211
債務者　山本　磨紀（旧姓榎本）
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部